

千歳市工業等振興条例の改正内容（新旧対照表）

投資額に対する助成（新設・増設）

項目	旧制度	新制度
対象業種・施設	<p>ア 物品の製造又は加工を行う工場</p> <p>イ 光に関する新素材又は新技術の開発等の基礎研究施設又は製品の開発等を行う施設で次に掲げるもの</p> <p>(1) 光デバイス製造産業</p> <p>(2) 光デバイス利用機器産業</p> <p>(3) 光応用センシング産業</p> <p>(4) バイオテクノロジー産業</p> <p>(5) レーザ加工・医療産業</p> <p>(6) 情報通信関連産業</p> <p>(7) ポリマ化学関連産業</p> <p>(8) 住宅関連産業</p> <p>(9) 新エネルギー関連産業</p> <p>(10) 環境関連産業</p> <p>(11) その他光技術に関する産業</p> <p>ウ 自然科学に関する基礎研究、応用研究又は開発研究を行う施設及び自然科学系の試験研究所、実験施設又は理化学試験、検査等を行う施設</p> <p>エ 情報通信関連産業又はサービス業等であって地域経済の活性化に寄与する施設で次に掲げるもの</p> <p>(1) ソフトウェア業</p> <p>(2) データセンター業</p> <p>(3) 情報処理サービス業</p> <p>(4) 情報提供サービス業</p> <p>(5) 産業用設備洗浄業</p> <p>(6) 非破壊検査業</p> <p>(7) 機械修理業</p> <p>(8) 機械設計業</p> <p>(9) エンジニアリング業</p> <p>(10) デザイン業</p> <p>(11) バイオテクノロジー利用産業（医療に係る検体検査等医療業に附帯するサービスを行う事業に限る。）</p> <p>(12) クリーニング業</p> <p>(13) 卸売業</p> <p>(14) 地域経済の活性化に寄与する業務で市長が認めるもの</p> <p>オ 航空機の整備若しくは改造又は航空機若しくは航空機用機器の修理を行う施設</p> <p>カ 運送業、倉庫業等の物流の用に供する施設</p> <p>キ コールセンター業、データ処理センター業その他の業務を行う施設で次に掲げるもの</p> <p>(1) コールセンター業</p> <p>(2) データ処理センター業</p> <p>(3) ビジネス・プロセス・アウトソーシング業（主に企業等の総務、人事、経理、給与計算などの事務処理を行うもの）</p> <p>(4) 上記に準ずるもので市長が認めるもの</p>	<p>ア 製造業の用に供する工場又は施設</p> <p>イ 運送業、倉庫業等の物流の用に供する施設で次に掲げるもの</p> <p>(1) 道路貨物運送業</p> <p>(2) 外航貨物海運業</p> <p>(3) 沿海貨物海運業</p> <p>(4) 航空運送業</p> <p>(5) 倉庫業</p> <p>(6) こん包業</p> <p>ウ 自然科学に関する基礎研究、応用研究若しくは開発研究を行う施設又は自然科学系の試験研究所、実験施設、理化学試験若しくは検査等を行う施設</p> <p>エ 情報通信業、コールセンター業その他これらに類する事業の用に供する施設で次に掲げるもの</p> <p>(1) ソフトウェア業</p> <p>(2) IDC（インターネット・データ・センター）業</p> <p>(3) 情報処理サービス業</p> <p>(4) 情報提供サービス業</p> <p>(5) コールセンター業</p> <p>(6) ビジネス・プロセス・アウトソーシング業（主に企業等の総務、人事、経理、給与計算などの事務処理を行うもの）</p> <p>(7) 上記に準ずるもので市長が認めるもの</p> <p>オ 植物の生育に必要な環境を人工的に制御し、養液栽培により室内において野菜、果物その他の植物を連続的に生産する施設</p> <p>カ アからオまでに掲げるもののほか、地域経済の活性化に寄与すると認められる施設で次に掲げるもの</p> <p>(1) 産業用設備洗浄業</p> <p>(2) 非破壊検査業</p> <p>(3) 機械設計業</p> <p>(4) エンジニアリング業</p> <p>(5) デザイン業</p> <p>(6) 歯科技工所</p> <p>(7) 医療附帯するサービス業（医療に係る検体検査などサービスの提供に該当するもの）</p> <p>(8) リネンサプライ業</p> <p>(9) 卸売業</p> <p>キ アからカまでに掲げる工場その他の施設であって、自ら賃貸することを目的として設置するもの</p> <p>※業種の表記を日本標準産業分類に合わせて整理を行い、貸工場（掲げる業種に限定）を追加しました（実質的な対象となる業種・施設の変更はありません。）。</p>
対象地区	<p>指定工業団地</p> <p>指定地区（工業専用地域、工業地域、開発行為）※</p> <p>※製造業工場に限定</p>	<p>指定工業団地</p> <p>指定地区（工業専用地域、工業地域、開発行為）※</p> <p>※製造業工場の限定を廃止しました。</p>
対象要件	<p>投資額2,500万円超かつ雇用増3名以上</p>	<p>投資額2,500万円超 ※雇用要件を廃止しました。</p>
助成内容	<p>固定資産税相当額3年度分</p> <p>（合計限度額2億円）</p>	<p>固定資産税相当額2年度分（雇用増が3名未満の場合）</p> <p>固定資産税相当額3年度分（雇用増が3名以上の場合）</p> <p>（合計限度額2億円）</p> <p>※助成額は、原則として、固定資産税相当額2年度分となりますが、改正前の雇用要件を満たす場合は、改正前と同じ3年度分となります。</p>

投資額に対する助成（設備の更新） **新規**

項目	旧制度	新制度
対象業種・施設	制度なし	投資額に対する助成（新設・増設）と同じ
対象地区	制度なし	投資額に対する助成（新設・増設）と同じ
対象要件	制度なし	投資額2,500万円超 市内で5年を超えて操業する中小企業者（みなし大企業除く）が設置する工場等 取得後10年（耐用年数が10年を超えるものは耐用年数）を経過した機械・装置
助成内容	制度なし	固定資産税相当額2年度分（合計限度額2億円）

雇用の増加に対する助成（新設・増設）

項目	旧制度	新制度
対象業種・施設	投資額に対する助成（新設・増設）と同じ	投資額に対する助成（新設・増設）と同じ
対象地区	投資額に対する助成（新設・増設）と同じ	投資額に対する助成（新設・増設）と同じ
対象要件	投資額2,500万円超かつ雇用増3名以上	新設等に係る投資額2,500万円超かつ雇用増3名以上 賃借施設による新設（エの施設（情報通信業・コールセンター等）を除く）で雇用増10名以上 ※対象に賃借施設による新設を追加しました。
助成内容	新規雇用者（操業から1年以上市内居住者）1人につき30万円 （限度額3,000万円） ※操業開始時から市内に居住する必要があります。	増加となる常用雇用者（操業開始1年後及び2年後における6月以上市内居住者）1人につき30万円 （合計限度額3,000万円） ※市内居住開始時期を緩和、市内居住期間を「1年以上」から「6月以上」に緩和、助成金の交付申請機会を2回に拡大しました。

開設に対する助成

項目	旧制度	新制度
対象業種・施設	キ コールセンター業、データ処理センター業その他の業務を行う施設で次に掲げるもの (1) コールセンター業 (2) データ処理センター業 (3) ビジネス・プロセス・アウトソーシング業（主に企業等の総務、人事、経理、給与計算などの事務処理を行うもの） (4) 上記に準ずるもので市長が認めるもの	エ 情報通信業、コールセンター業その他これらに類する事業の用に供する施設で次に掲げるもの (1) ソフトウェア業 (2) IDC（インターネット・データ・センター）業 (3) 情報処理サービス業 (4) 情報提供サービス業 (5) コールセンター業 (6) ビジネス・プロセス・アウトソーシング業（主に企業等の総務、人事、経理、給与計算などの事務処理を行うもの） (7) 上記に準ずるもので市長が認めるもの ※情報通信業（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業等）を追加しました。
対象地区	市街化区域	同左
対象要件	雇用増10人以上	同左
助成内容	①新規雇用者（1年以上市内居住者）1人につき30万円 ②賃借施設賃料（1万円/月・坪上限）3年間50/100 ①、②の合計限度額1,000万円/年×3年 ③研修費 開設時500万円限度（1人20万円上限・1年以内）	同左 ※市内居住期間を「1年以上」から「6月以上」に緩和しました。